

# トゥマイニ賛助会会則

## 第一条（名称）

本会はトゥマイニ賛助会と称する。

## 第二条（事務所）

本会は事務所を大阪府箕面市粟生間谷東8丁目1-1大阪大学箕面キャンパスに置く。

## 第三条（目的）

本会はトゥマイニ・ナンバーニの活動を支援することを目的とする。

## 第四条（活動内容）

- （1）トゥマイニ・ナンバーニへの資金的援助を行う。
- （2）トゥマイニ・ナンバーニの活動情報を共有し、場合によっては助言を行う。
- （3）必要なときは情報公開を求める。
- （4）その他本会の目的を達成するために必要な活動を行う。

## 第五条（会員の定義）

トゥマイニ・ナンバーニの事業及び本団体の目的に賛同する法人・団体または個人で、トゥマイニ・ナンバーニが入会を承認したもの

## 第六条（入会）

会員は入会に必要な情報をトゥマイニ・ナンバーニに提供し、会費（後述）の振込をもって入会を承認される。

## 第七条（会報）

- （1）会員は、年に2回トゥマイニ・ナンバーニからの会報の配布を受ける。
- （2）会報は電子メールで配布する。

## 第八条（会費）

- （1）会員は以下に定める金額を納めなくてはならない。

学生会員 3000円以上の任意の額

一般会員 6000円以上の任意の額

- （2）会員は会費を振り込んだ年度内のみ会員である権利を有する。

#### 第九条（退会）

会員で退会を希望するものは、トゥマイニ・ナンバーニに対して退会の意志を申し出なくてはならない。

#### 第十条（除名）

会員がトゥマイニ・ナンバーニ及び本会の名誉を傷つける行為をした場合、トゥマイニ・ナンバーニはこれを除名することができる。

#### 第十一条（情報の管理）

（１）会員の個人情報は、本会およびトゥマイニ・ナンバーニの活動以外の目的で利用しない。

（２）会員の個人情報は、本人の同意なしに第三者には公開しない。

#### 第十二条（会則の改定）

本会則はトゥマイニ・ナンバーニの議決によって改定でき、会員への通知後にその会則を施行できる。

施行日 平成 24 年 6 月 3 日